

地域警察技能指導員指定要綱の制定について（例規通達）

令和4年3月8日
本部（地）第7号

[沿革] 令和7年12月本部（地）第64号改正

地域警察技能指導員指定要綱を別添のとおり制定し、令和4年3月8日から実施することとしたので、運用に誤りのないようになされたい。

なお、地域警察技能指導員指定要綱の制定について（平成26年3月4日付け本部（地）第17号）は、廃止する。

別添

地域警察技能指導員指定要綱

第1 目的

この要綱は、職務質問、通信指令、巡回連絡及び広報紙作成の分野において、卓越した知識、技能等を有する地域警察官（地域部各所属及び署地域課（地域第一課、地域第二課及び地域第三課を含む。）の警察官をいう。以下同じ。）を地域警察技能指導員として指定するために必要な事項を定め、地域警察官の現場執行力等を強化することを目的とする。

第2 地域警察技能指導員の種別等

1 地域警察技能指導員の種別

地域警察技能指導員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 職務質問技能指導員
- (2) 通信指令技能指導員
- (3) 職務質問準技能指導員
- (4) 巡回連絡技能指導員
- (5) 広報紙作成技能指導員

2 地域部長指定技能指導員

地域部長が指定する技能指導員（以下「地域部長指定技能指導員」という。）は、職務質問技能指導員及び通信指令技能指導員とする。

3 地域部地域課長指定技能指導員

地域部地域課長が指定する技能指導員（以下「地域部地域課長指定技能指導員」という。）は、職務質問準技能指導員とする。

4 所属長指定技能指導員

所属長が指定する技能指導員（以下「所属長指定技能指導員」という。）は、巡回連絡技能指導員及び広報紙作成技能指導員とする。

第3 地域警察技能指導員の職務

地域警察技能指導員は、原則として次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 現場における実戦指導
- (2) 講義、演技式等による集合教養
- (3) 教養資料等の作成

(4) その他地域部長又は所属長が特に必要と認めた事項

第4 地域警察技能指導員の要件

地域警察技能指導員は、原則として巡査部長以上の階級にある地域警察官であって、次に掲げる地域警察技能指導員の種別に応じそれぞれ次に掲げる者に該当し、かつ、指導力及び適性を有すると認められる者でなければならない。

(1) 職務質問技能指導員

別に定める基準に該当する者

(2) 通信指令技能指導員

次のいずれにも該当する者

ア 通信指令について、豊富な知識、経験、技能及び技術を有している者

イ 原則として、警察庁又は管区警察局が主催する通信指令専科を修了している者

(3) 職務質問準技能指導員

別に定める基準に該当する者

(4) 巡回連絡技能指導員

巡回連絡について、豊富な知識、経験、技能及び技術を有し、かつ、巡回連絡を意欲的に推進し、実態把握活動への取組実績が顕著である者

(5) 広報紙作成技能指導員

広報紙作成について、豊富な知識、経験、技能及び技術を有し、かつ、広報紙作成を意欲的に推進し、広報活動への取組実績が顕著である者

第5 地域警察技能指導員の指定、解除及び取消しの要領

1 地域部長指定技能指導員

(1) 推薦

所属長は、地域警察技能指導員の要件に該当し、職務質問技能指導員又は通信指令技能指導員としてふさわしいと認めた地域警察官について、主管課長（職務質問技能指導員の場合にあっては地域部地域課長を、通信指令技能指導員の場合にあっては地域部通信指令課長をいう。以下同じ。）を経由して地域部長に地域部長指定技能指導員推薦書（別記様式第1号）により推薦するものとする。

(2) 指定

地域部長は、所属長から推薦のあった地域警察官のうちから適任であると認められた者を職務質問技能指導員又は通信指令技能指導員として指定するものとする。

(3) 解除

ア 所属長は、所属の職務質問技能指導員又は通信指令技能指導員について次に掲げる場合に該当したときは、主管課長を経由して地域部長に地域部長指定技能指導員指定解除申請書（別記様式第2号）により指定の解除を申請するものとする。

(ア) 病気その他の事由により職務を遂行することが困難と認められる場合

(イ) その他の事由により職務質問技能指導員又は通信指令技能指導員の指定を継続することが不相当と認められる場合

イ アの場合において、地域部長は、解除の必要があると認めるときは、その指

定を解除するものとする。

(4) 取消し

地域部長は、職務質問技能指導員について、指定後おおむね3年を目途に、適格性についての審査を行い、当該期間の指導実績及び犯罪検挙実績が低調である等の事情がある場合には、その指定を取り消すものとする。

2 地域部地域課長指定技能指導員

(1) 指定

地域部地域課長は、地域警察技能指導員の要件に該当し、職務質問準技能指導員として適任であると認めた地域警察官について、当該地域警察官の所属長と協議の上、職務質問準技能指導員として指定するとともに、地域部地域課長指定技能指導員指定通知書（別記様式第3号）により、当該所属長にその旨を通知するものとする。

(2) 解除

ア 所属長（地域部地域課長を除く。）は、所属の職務質問準技能指導員について次に掲げる場合に該当したときは、地域部地域課長に地域部地域課長指定技能指導員指定解除申請書（別記様式第4号）により指定の解除を申請するものとする。

(ア) 病気その他の事由により職務を遂行することが困難と認められる場合

(イ) その他の事由により職務質問準技能指導員の指定を継続することが不適当と認められる場合

イ アの場合において、地域部地域課長は、解除の必要があると認めるときは、その指定を解除するものとする。

(3) 取消し

地域部地域課長は、職務質問準技能指導員について、指定後おおむね3年を目途に、適格性についての審査を行い、当該期間の指導実績及び犯罪検挙実績が低調である等の事情がある場合には、その指定を取り消すものとする。

3 所属長指定技能指導員

(1) 指定

所属長は、地域警察技能指導員の要件に該当し、巡回連絡技能指導員又は広報紙作成技能指導員として適任であると認めた地域警察官について、地域部地域課長に所属長指定技能指導員指定・解除報告書（別記様式第5号）により報告し、巡回連絡技能指導員又は広報紙作成技能指導員として指定するものとする。

(2) 解除

所属長は、巡回連絡技能指導員又は広報紙作成技能指導員について次に掲げる場合に該当したときは、地域部地域課長に所属長指定技能指導員指定・解除報告書により報告し、その指定を解除するものとする。

ア 他の所属に異動する場合

イ 病気その他の事由により職務を遂行することが困難と認められる場合

ウ その他の事由により巡回連絡技能指導員又は広報紙作成技能指導員の指定を継続することが不適当と認められる場合

第6 地域警察技能指導員の指定、解除及び取消しに伴う備付簿冊

所属長（自所属に地域警察技能指導員がいる場合に限る。）は、地域警察技能指導員指定簿（別記様式第6号）を備え付け、地域警察技能指導員の指定、解除及び取消しの状況を明らかにしておくものとする。

第7 効果的事例の報告

所属長は、地域警察技能指導員によって効果を上げた事例について、次に掲げる地域警察技能指導員の種別に応じそれぞれ次に掲げる者を経由して地域部長に指導効果事例報告書（別記様式第7号）により報告するものとする。

- (1) 職務質問技能指導員及び通信指令技能指導員

主管課長

- (2) 職務質問準技能指導員、巡回連絡技能指導員及び広報紙作成技能指導員

地域部地域課長

第8 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、地域部長及び地域部地域課長が別に定める。